

食安輸発第0707001号
平成20年7月7日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

チリ産豚肉等の取扱いについて

今般、韓国において、チリ産豚肉からダイオキシンが検出され(3.9pg/g)、当該通報に基づき、チリ政府より、当該施設からの豚肉製品について、衛生証明書の発給を停止した旨の報告を得たところです。

については、今後、下記に示す処理施設からチリ産豚肉及びその加工品の輸入届出がなされた場合にあっては、貨物を保留の上、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで連絡するようお願いします。

記

処理施設名：Faenadora El Milagro S. A. (Famisa) (登録番号：06-03)